

賃金規程

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 遵守義務.....	1
第3条 給与の原則.....	1
第4条 均等待遇.....	1
第5条 給与体系.....	1
第6条 給与の支払形態.....	1
第7条 計算期間および支払日.....	2
第8条 非常時支払.....	2
第9条 給与の支払と控除.....	2
第10条 給与の計算方法.....	2
第2章 人事考課.....	2
第11条 人事考課.....	2
第3章 基本給.....	3
第12条 給与の決定.....	3
第13条 在宅手当.....	3
第14条 時間外手当、休日手当、深夜労働手当.....	3
第15条 通勤手当.....	4
第16条 フレックスタイム制における賃金控除.....	4
第17条 昇給、降給.....	4
第18条 特別昇給.....	4
第19条 昇給の留保.....	4
第20条 休暇等の給与.....	4
第4章 賞与.....	5
第21条 賞与.....	5
第22条 賞与の不支給.....	5
第5章 雑則.....	5
第23条 臨時休業の給与.....	5
第24条 不正受給の返還.....	5
(附則)	5

賃金規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この賃金規程は、特定非営利活動法人エティック(以下「当法人」という)が設置経営する事業所に勤務する従業員(正社員、短時間正社員、契約社員)の給与および賞与等について定めるものである。

(遵守義務)

第2条 当法人および従業員は、この賃金規程を誠実に守りお互いの信頼を高めるように努力しなければならない。

(給与の原則)

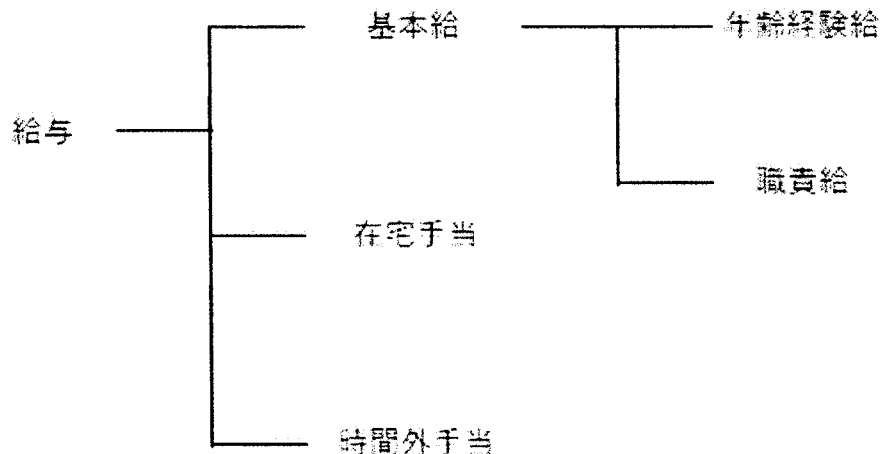
第3条 給与は従業員の遂行した職務の質と量および責任の度合とに応じて支払うことを原則とする。

(均等待遇)

第4条 従業員の国籍、信条、社会的身分または性別を理由として、差別的扱いをしない。

(給与体系)

第5条 給与体系は、次のとおりとする。



(給与の支払形態)

第6条 従業員の給与は月給制とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、不就業となる勤務時間の全部または一部について、給与の支給はしない。

- (1) 就業規則第9条(休職)により休職した場合
- (2) 就業規則第54条(就業制限)および就業規則第61条(懲戒の種類)に該当し所定の勤務時間に業務に従事しなかった場合
- (3) 欠勤、遅刻、早退および私用外出等、所定の勤務時間の全部または一部について業務に従事しなかった場合

2 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に該当し当法人が承認した場合は、

所定勤務時間を就業したものとして取り扱う。

- (1) 業務上傷病による欠勤、遅刻、早退、途中外出
- (2) 天変地異、通勤に日常利用する公共交通機関の混乱・途絶などの不可抗力の事由により遅刻した場合（ただし、遅延証明書等の客観的な証明がある場合に限る）
- (3) その他、特に当法人が認めたとき

- 3 第1項における不就労分については、以下の計算式のとおり控除する。
〔基本給（年齢経験給、職責給）＋在宅手当〕÷所定労働日数（時間数）×業務に従事しなかった日数（時間数）

（計算期間および支払日）

第7条 給与の計算期間は、基本給（年齢経験給、職責給）、在宅手当は当月1日から当月末日、時間外手当は前月1日から前月末日をもって締切り、原則当月25日に支給する。ただし、支給日が休日および金融機関の非営業日に該当するときはその前日に支給する。

- 2 前項の計算期間の途中で採用された従業員または退職した従業員、休職した従業員または復職した従業員については、月額給与は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。
〔基本給（年齢経験給、職責給）＋在宅手当〕÷所定労働日数（時間数）×出勤日数（時間数）

（非常時支払）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既往の勤務に対する給与を支給することができる。

- (1) 従業員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、疾病、災害、または死亡したため費用を必要とするとき
- (2) 従業員を解雇または従業員が退職したとき
- (3) 前2号のほか、やむを得ない事情があると認めた場合

（給与の支払と控除）

第9条 給与は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、従業員が同意した場合は、従業員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により給与を支払う。
- 3 次に掲げるものは、給与から控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 社会保険、雇用保険の被保険者については、その保険料の被保険者負担分
 - (4) 従業員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの

（給与の計算方法）

第10条 給与の計算上、1円未満の端数については切り捨てとする。

第2章 人事考課

（人事考課）

第11条 従業員の人事考課については、原則として年1回（ただし、組織や各人の状況に応じて必要と判断した場合は、その限りでない）所定の評価方法によって行

- い、当法人が決定する。
- 2 人事考課においては、各人の昇給および降級を決定する。
 - 3 人事考課によって決定された内容は、原則として年1回、書面にて確認されるものとする。

第3章 基本給

(給与の決定)

- 第12条 正社員、短時間社員および契約社員の基本給は、当法人が、本人の年齢による経験値、学識等を踏まえ、技能、職務遂行能力を勘案して、決定する。また、給与変更の通知は、給与辞令によって行う。
- 2 短時間正社員の給与については、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給を支給する。

(在宅手当)

- 第13条 リモートワーク導入に伴い発生する自宅の水道光熱費および通信費の補助として、毎月4,000円を支給する。ただし、給与計算期間中、全て傷病休職、産前産後休業、育児休業および有給休暇を取得した場合は、支給しない。

(時間外手当、休日手当、深夜労働手当)

- 第14条 所定外労働時を超えてかつ法定内労働時間に労働した場合、または法定労働時間を超えて、あるいは法定休日に労働した場合、深夜（午後10時から午前5時までの間）において労働した場合は、それぞれ次の計算により支給を行う。
- (1) 法定内時間外手当
{基本給（年齢経験給、職責給）+在宅手当} ÷ 月平均所定労働時間 × 1.0 × 法定内時間外労働時間数
 - (2) 法定外時間外手当
{基本給（年齢経験給、職責給）+在宅手当} ÷ 月平均所定労働時間 × 1.25 × 法定外時間外労働時間数
※ただし、月60時間を超えた法定外時間外労働時間数については、1.50の割増率で計算する。
 - (3) 休日手当
法定休日の割増賃金
{基本給（年齢経験給、職責給）+在宅手当} ÷ 月平均所定労働時間 × 1.35 × 法定休日労働時間数
 - (4) 深夜手当
{基本給（年齢経験給、職責給）+在宅手当} ÷ 月平均所定労働時間 × 0.25 × 深夜労働時間数
- 2 法定労働時間を超えて、または法定休日に労働した時間が深夜に及んだ場合には、その時間に対して前項に定める手当を加算する。
 - 3 法定労働時間については、以下のとおりとする。
 - (1) 通常の時間管理者（フレックスタイム制適用対象外）
法定労働時間：1日8時間または週40時間を超えた時間
 - (2) フレックスタイム制適用者
1か月の清算期間内において、以下の労働時間を超えた時間

清算期間の暦日数	1 か月の法定労働時間の総枠
31 日	177.1 時間
30 日	171.4 時間
29 日	165.7 時間
28 日	160.0 時間

4 管理職の職位にある者に対しては、本条は適用しない。

(通勤手当)

第15条 当法人は原則、勤務場所を在宅としているため、通勤手当は支給しない。会議等で本社に出社する場合は、実費精算とする。

(フレックスタイム制における賃金控除)

第16条 一清算期間における勤務時間が、労働すべき総労働時間に満たなかった場合は、基本給（年齢経験給、職責給）のうち、その満たない時間に相当する部分の額は支給しない。

基本給（年齢経験給、職責給）÷清算期間における総労働時間×不足時間数

(昇給、降給)

第17条 昇給および降給については、従業員の年齢、勤務実績、職務経験、職責等を考慮して、原則として毎年6月1日に決定する。ただし、当法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、自主経営会議の議決を経て、昇給を一時延期しまたは行わないことがある。

(特別昇給)

第18条 当法人が特別または臨時に昇給の必要があると認めた場合は、特別昇給を行うことがある。

(昇給の留保)

第19条 次の各号の一に該当する従業員は、原則として昇給を行わない。

- (1) 昇給時期において試用期間中の者
- (2) 昇給時期において休職中の者
- (3) 昇給時期において産前産後もしくは育児・介護休業中の者
- (4) 当該年度の欠勤率が1割以上の者
- (5) 著しく技能が低い者、または著しく勤務成績もしくは素行が不良の者
- (6) 当該年度に減給以上の制裁処分を受けた者

(休暇等の給与)

第20条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

- 2 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、介護休暇および子の看護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。
- 3 就業規則第41条（特別休暇）の場合で、当法人が特別に認めた場合は、給与を支給することがある。

第4章 賞与

(賞与)

- 第21条 当法人は、法人の業績により賞与を支給することができる。原則として支給月は3月とし、賞与算定期間および賞与支給日に在籍する従業員に対し支給する。
- 2 賞与原資は法人の業績を考慮した上で決定する。賞与額は、各従業員の年度の勤務態度、出勤日数等の勤怠状況、勤務成績、当法人への貢献度等を勘案して各人ごとに決定する。
 - 3 業績の低下その他やむを得ない事由がある場合は、支給日を変更しまたは賞与を支給しないことがある。
 - 4 賞与算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(賞与の不支給)

- 第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する従業員には、原則として賞与を支給しない。
- (1) 当該賞与算定期間中に、出勤停止以上の制裁処分を受けた者
 - (2) 著しく技能が低い者、または著しく勤務成績もしくは素行が不良の者
 - (3) その他当法人が賞与を支給するについて適当でないと認めた者
- 2 前項にかかわらず、業務上の傷病による休業期間、年次有給休暇および特別休暇を取得した期間は出勤したものとして取扱う。
 - 3 休業中に労働者として稼働した日数については、出勤したものとして取り扱う。ただし、業務委託として稼働した場合は対象外とする。

第5章 雑則

(臨時休業の給与)

- 第23条 当法人の都合により、所定労働日に従業員を休業させた場合は、休業1日につき平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金については、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

(不正受給の返還)

- 第24条 この賃金規程に定める給与等について不正に受給した場合、当法人は全額の返還を求めるものとする。
- 2 この場合、従業員は誠実をもってこれを返還しなければならない。

(附則)

- 本規程は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成28年8月22日に変更し、同日施行する。
 - 3 本規程は、平成29年8月28日に変更し、同日施行する。
 - 4 本規程は、令和3年1月1日に変更し、同日施行する。
 - 5 本規程は、令和5年4月1日に変更し、同日施行する。
 - 6 本規程は、令和5年9月1日に変更し、同日施行する。
 - 7 本規程は、令和6年3月1日に変更し、同日施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)	事業年度	令和5年6月1日～令和6年5月31日
-----	-------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	252,000 円
賛助会員受取会費	0 円
受取協賛金	33,695,000 円
受取寄付金（一般）	38,150,931 円
受取寄付金振替額	49,293,144 円
受取助成金（一般）	92,872,772 円
受取補助金	353,625 円
起業家型リーダー育成事業収益	21,561,924 円
起業家型リーダーを育む社会基盤創造整備事業収益	522,906,675 円
職業紹介および労働者派遣事業収益	55,318,319 円
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0 円
受取利息	4,118 円
受取配当金	239 円
雑収入	11,085,390 円
過年度損益修正益	3,162,603 円
合 計	828,656,740 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
商工中金	68,270,000 円
以下空欄	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
			能登半島地震緊急支援および中長期的復興を見据えた基盤強化事業
			「次世代アントレプレナー育成プログラム事業運営委託」コンテスト事業
			地域の共助力・起動力を高める地域中間支援組織による防災・災害支援事業
			つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクト 過疎地域インターン促進事業
			地域創生に資する新規ビジネスの創出に係る施策に関するアドバイザー業務

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		12,684,744 円	TOKYOSTARTUP GATEWAY スタートアップ・イノベーション製作費
		10,688,074 円	TSG2023THE FINAL 会場費・備品 ・機材代金
		7,344,000 円	能登半島地震緊急支援プロジェクト
		7,071,000 円	MAKERS・U-18 運営委託費 三菱みらい財団ワンダリングチャレンジ経 費精算
		6,843,100 円	休眠預金防災実行団体助成

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項 [4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	4,056,000 円
			給与	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	4,296,000 円
			給与	令和5年8月19日 ～令和6年5月31日	3,189,682円
			給与	令和5年8月19日 ～令和6年5月31日	3,584,864円
			給与	令和5年8月19日 ～令和5年11月9日	665,353円
			給与	令和5年6月1日 ～令和5年5月31日	
以下空欄					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年6月1日 ～令和6年5月31日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	
83 人	104,641,899 円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
令和5年6月21日	ロラン島視察 現地移動の為のバス手配代金	391,902 円
令和6年1月30日	レポート翻訳代金	700,000 円
令和6年2月5日	加盟年会費	191,500 円
令和6年4月30日	アドバイザリーイベント登壇謝金と国内交通費	152,660 円
令和6年5月27日	ロンドン視察通訳費用	745,871 円
・ ・	以下空欄	円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)					チェック欄			
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓			
イ									
区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)		
			①	②	③	④	⑤		
①	令和5年6月1日～令和6年5月31日		7人	0人	0%	0人	0%		
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%		
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%		
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%		
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%		
⑥	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%		
⑦	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%		
申 請 時			人	人	%	人	%		
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。									
ロ									
各社員の表決権が平等である			①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等			はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ETIC.	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		7人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	就任・退任年月日
樋口哲朗		監事		○						就任 平成25年7月16日
伊藤順平		理事		○						就任 令和3年8月20日
高木俊之		理事		○						就任 令和3年8月20日
石川治江		監事		○						就任 令和4年5月12日
鹿兒嶋志乃		理事		○						就任 令和5年8月20日
伊藤いずみ		理事		○						就任 令和5年8月20日
長田果穂		理事		○						就任令和5年8月20日 退任令和5年11月9日
坂本多恵		理事		○						就任 令和3年8月20日 退任 令和5年8月19日
白鳥環		理事		○						就任 令和3年8月20日 退任 令和5年8月19日
本木裕子		理事		○						就任 令和3年8月20日 退任 令和5年8月19日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ETIC. (エティック)		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル使用 電子帳簿	毎日	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (TKC FX4クラウド) 電子帳簿	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト (TKC FX4クラウド) 電子帳簿	毎日	10年
賃金台帳	給与計算ソフト (TKC PX4) PDF保存	月1回	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ETIC.（エティック）	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ